

大牟田市モニター広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市広告掲載要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、庁舎等への広告放映用モニター（以下「モニター」という）の設置及び広告等の放映に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) モニター 文字情報や映像、動画、音声などを放映するための液晶ディスプレイ、スピーカー及び放映に必要な付属設備等をいう。
- (2) コンテンツ モニターで放映する全ての情報をいう。
- (3) モニター設置者 市と契約を締結し、庁舎等にモニターを設置し、広告主の広告を掲出する事業を行なうものをいう。
- (4) 広告主 モニター設置者に依頼し、広告を掲出する者および広告を掲出しようとする者をいう。
- (5) 庁舎等 本庁舎、北別館、南別館をいう。

(コンテンツの種類・放映時間)

第3条 モニターで放映するコンテンツは、行政情報コンテンツ、広告コンテンツ及びキャッチコンテンツ（四季、健康、漢字クイズ等の情報）とする。

2 行政情報コンテンツの放映時間は、全体の25%以上とし、その他のコンテンツについては、市とモニター設置者の契約において取り決めるものとする。

(広告放映の基準)

第4条 モニターで放映する広告物は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 大牟田市広告掲載基準（平成19年4月1日施行。以下「基準」という。）
- (2) 大牟田市モニター広告放映基準（平成26年6月9日施行。以下「モニター放映基準」という。）

(モニター設置場所)

第5条 モニターを設置する場所は、庁舎の用途及び利用者の利便性を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(モニターの設置)

第6条 モニターの設置に関する一切の費用は、モニター設置者が負担するものとし、モニター設置者は、市長の指定する仕様に従ってモニターを設置し、保守管理し、及び撤去するものとする。

2 モニター設置者は、モニター設置及びその撤去を行おうとするときは、庁舎の用途

及び本市業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

- 3 モニターの設置又は撤去により、庁舎をき損したときは、モニター設置者が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告の掲出期間)

第7条 広告を放映する期間は、1月を単位として、市長が決定した期間とする。

- 2 広告の放映の開始日及び終了日は、別途市長が指定する。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、モニター設置者が行うものとする。

(広告放映の申込み)

第9条 広告主は、広告掲出をモニター設置者に申し込むものとする。

- 2 モニター設置者は、掲出の申し込みを受けたときは、当該依頼する広告主の大牟田市モニター広告放映に係る承諾書(様式第2号)、役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)、誓約書(様式第4号)を掲載開始日から起算して2ヶ月前までに、市長に提出しなければならない。

- 3 モニター設置者は、広告を放映しようとするときは、大牟田市モニター広告放映承認依頼書兼承認通知書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、掲載開始日から起算して14日前までに、市長に提出しなければならない。

- 4 広告主が広告内容を変更しようとするときは、モニター設置者は、大牟田市モニター広告放映承認依頼書兼承認通知書(様式第1号)に広告の原稿を添えて、掲載開始日から起算して14日前までに、市長に提出しなければならない。

- 5 広告主が広告を取り下げようとするときは、モニター設置者は、大牟田市モニター広告放映承認依頼書兼承認通知書(様式第1号)を取下げ日から起算して14日までに、市長に提出しなければならない。

(広告放映の審査及び決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第8条及び第9条に基づき審査を行うものとする。

- 2 市長は、審査後、放映の可否を決定しなければならない。

- 3 市長は、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、モニター設置者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

- 4 市長は、審査の結果、広告放映の可否を決定したときは、その旨をモニター設置者に通知する。

(放映物の制作及び更新)

第11条 全ての放映物はモニター設置者が制作、更新するものとする。

- 2 前項の規定による放映物の制作、更新に要する費用は、モニター設置者が負担する

ものとする。

(モニター広告料)

第12条 モニター広告料は、市とモニター設置者の契約において取り決めるものとする。

2 モニター設置者は、モニター広告料を市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により納付しなければならない。

(目的外使用)

第13条 モニター設置者は、モニターの設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第7項及び大牟田市公有財産事務規則（昭和39年4月1日規則第6号）第24条の規定による行政財産使用許可を受けなければならない。

2 行政財産使用許可を受けたモニター設置者は、大牟田市行政財産使用料条例（昭和39年4月1日条例第5号）第2条及び第3条の規定により、目的外使用料を市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により納付しなければならない。

(広告放映の取消し及び停止)

第14条 市長は、広告主が法令等に違反するなど、基準を満たさない状態になったときは、広告物の放映を取消することができる。

2 市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、放映中の広告物を一時停止し、又は無音の状態にすることができる。

3 第1項及び第2項の規定により広告放映を取消し、又は一時停止若しくは無音の状態にした場合においては、市長はその旨をモニター設置者に、大牟田市モニター広告放映取消し・一時停止・無音放映通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(モニター設置の取消し)

第15条 市長は、次の各号に該当するときは、モニター設置を取り消すことができる。

(1) モニター広告料又は目的外使用料が指定した期日までに納付されないとき。

(2) モニター設置者が書面により辞退を申し出たとき。

(3) その他市長がモニター設置により、業務に特に支障があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりモニター設置を取り消した場合は、モニター設置者に、大牟田市モニター広告設置取消し通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 モニター設置者は、第1項の規定によりモニター設置の取消しがなされた場合であって、当該許可に係るモニター設置をすでに行っているときは、速やかに当該モニターを撤去しなければならない。

(責任)

第16条 放映する広告の内容等に係る一切の責任は、広告主及びモニター設置者が負うものとする。

2 第三者から広告に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主及びモニター設置者の責任及び負担において解決するものとする。

(モニター広告料の返還)

第17条 市長は、モニター設置者の責めに帰さない理由により、モニター設置を取り消したときは、納付済みのモニター広告料を当該モニター設置に返還することとする。

2 前項の規定により返還するモニター広告料は、モニター設置を取消した日の属する月の翌月以降の月割によるものとする。

3 第1項の規定により返還するモニター広告料には、利子を付さない。

(委任)

第18条 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成26年6月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年12月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。

年 月 日

大牟田市モータ一広告放映承認依頼書兼承認通知書

大牟田市長 様

モニター設置者 住所(所在地)
名 称
代表者氏名

大牟田市モニター広告放映について、次のとおり承認を依頼します。

依頼内容	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 取下げ			
会社名				
所在地				
事業概要				
掲載期間又は変更・取下げ日				
広告絵コンテ				
ナレーション内容				
変更内容・理由等 ※変更時のみ記載				
広告の掲載の承認の可否	可 ・ 否（理由： ）			

承認結果については、上記広告の掲載の承認の可否欄のとおりです。

年 月 日
大牟田市長 印

年 月 日

大牟田市モニター広告放映に係る承諾書

大牟田市長 様

広告掲載希望者	住所（所在地）	
	法人名（名称）	
	代表者職氏名	
	担当者氏名	
	連絡先（電話番号）	
	（ファクス）	

大牟田市モニター広告放映に当たり、大牟田市広告掲載要綱、大牟田市広告掲載基準、大牟田市モニター広告事業実施要領及び大牟田市モニター広告放映基準の内容を遵守するとともに、以下の事項について承諾します。

- （1）大牟田市が市税の納付状況を調査すること。
- （2）大牟田市がモニター設置者に対し通知する大牟田市モニター広告放映承認依頼書兼承認通知書に、広告の掲載を承認しない場合において、その理由（前号の調査結果を含む。）を記載すること。

役員等名簿及び照会承諾書

年 月 日

大牟田市長 様

（届出者） 主たる事務所
の所在地

法人（団体）名

代表者名

当法人（団体）は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人（団体）及びこの名簿に記載した者について、大牟田市広告掲載基準第 5 条に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

役 職	（ふりがな） 氏 名	性 別	生 年 月 日
代表者			

備考 1 この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。
2 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

記 入 要 領

1 この書面には、次に該当する者を記載すること。

- (1) 株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
- (2) 合名会社又は合同会社については、社員
- (3) 合資会社については、無限責任社員
- (4) 社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）
- (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
- (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- (7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人を置く場合は、支配人
 - イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者

2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

様式第4号（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

大牟田市長 様
(課)

(届出者) 住 所

法人(団体)名

代 表 者 名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、大牟田市暴力団排除条例及び下記契約に係る暴力団の排除に係る各条項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 大牟田市広告掲載基準第5条13号から16号（以下「暴力団排除条項」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等を提出します。

※上記1の大牟田市広告掲載基準第5条13号から16号（暴力団排除条項）の解釈の注意点

（1）大牟田市広告掲載基準第5条13号から15号

暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力的組織若しくは暴力団員である事実を知らず、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らながら行っているものとみなす。

（2）大牟田市広告掲載基準第5条16号

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

〈大牟田市広告掲載基準第5条抜粋（暴力団排除条項）〉

（規制業種及び事業者）

第5条 次の各号に掲げる業種及び事業者の広告は掲載しない。

- （13）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の統制の下にあるもの。
- （14）暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの。
- （15）法人等の役員及び構成員に、暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が含まれているもの。
- （16）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有しているもの

年 月 日

（モニター設置者）様

大牟田市長

大牟田市モニター広告（ 取消し・一時停止・無音放映 ） 通知書

現在放映中の（広告主）様に関する広告については、下記の理由により、取消し・一時停止・無音放映したことを通知します。

1 取消し

① 取消し日時 年 月 日

② 取消し理由

2 一時停止

① 一時停止期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで（ 日 時間 分）

② 一時停止理由

3 無音放映

① 無音放映期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで（ 日 時間 分）

② 無音放映理由